

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十八号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部知事公室の部防災統括室の項中「防災施設・自衛隊誘致係 危機対策係」を「防災施設係 危機対策係 防災拠点係」に改め、同表総務部の部行政・人材マネジメント課の項中「行政マネジメント係」を「行政マネジメント係 働き方・業務改革推進係 共通基盤運用係」に改め、同部ICT推進課の項中「ICT推進課」を「デジタル戦略課」に、「最適化推進係 共通基盤運用係」を「デジタル戦略係」に改め、同表文化・教育・くらし創造部の部文化資源活用課の項中「活用企画・世界遺産係 活用推進係」を「文化資源係 世界遺産係」に改め、同部教育振興課の項中「教育企画係」を「教育企画・政策研究係 県立大学係」に改め、同部青少年・社会活動推進課の項中「健全育成係 活動支援係」を「青少年係」に改め、同部スポーツ振興課の項中「スポーツ振興企画係 国スポ・障スポ大会準備係」を「スポーツ振興企画係」に改め、同表福祉医療部医療政策局の部地域医療連携課の項中「在宅医療・医療連携係」を「在宅医療・医療連携係 新型コロナ医療対策係」に改め、同部疾病対策課の項中「感染症係」を「感染症係 新型コロナ感染症対策係」に改め、同表水循環・森林・景観環境部の部水資源政策課の項中「エネルギー政策係 水循環政策係」を「水循環政策係 水環境係」に改め、同項の次に次のように加える。

森と人の共生推進課	森林計画係 共生推進係 森林保全係
森林資源生産課	安定供給推進係 担い手育成係 保安林・治山係

第三条第一項の表水循環・森林・景観環境部の部林業振興課の項及び森林整備課の項を削り、同部環境政策課の項中「環境企画係 水環境係」を「エネルギー・温暖化対策係」に改め、同表産業・観光・雇用振興部の部企業立地推進課の項中「企業立地支援係」を「産業用地創出支援係」に改め、同表産業・観光・雇用振興部観光局の部ならぬ観光力向上課の項中「観光ブランド力向上係」を「観光ブランド力向上係 観光戦略・宿泊力向上係」に改め、同表食と農の振興部の部豊かな食と農の振興課の項中「美味しい奈良推進係 食の賑わいづくり推進係」を「美味しい奈良・賑わいづくり推進係」に改め、同部畜産課の項中「防疫衛生・管理係」を「総務・食肉公社係 防疫衛生・耕畜連携係」に改め、同表県土マネジメント部の部建設業・契約管理課の項中「建設業指導係」を「建設産業振興係」に改め、同部道路建設課の項中「道路計画係」を「道路計画係 自転車・交通環境係」に、「街路係 自転車・交通環境係」を「街路係」に改め、同部大規模広域防災拠点整備課の項中「整備推進係」を「用地係 計画調整係 整備推進係」に改め、同部砂防・災害対策課の項中「砂防災係 災害防止係」を「砂防係 災害対策係」に改め、同条第二項の表生活・産業技術研究部の部中「生活・産業技術研究部」を「産業技術研究部」に改める。

第五条の表企画管理室（文化・教育・くらし創造部に限る。）の項中「事業推進係 組織運営係 施設整備係」を「歴史文化係 芸術文化係 施設運営係」に改め、同表教育振興課の項を次のように改める。

スポーツ振興課	国民スポーツ大会・全障害者スポーツ大会 準備室	総務企画係
---------	----------------------------	-------

第五条の表林業振興課の項及びならぬ観光力向上課の項を削り、同表観光プロモーション課の項中「MICE誘致係」を「MICE誘致係 ガストロノミーツーリズム世界フォーラム誘致係」に改め、同表豊かな食と農の振興課の項中「総務調整係」を「総務調整係 建設推進係」に改め、同表公園緑地課平城宮跡事業推進室の項中「事業係」を「事業係 整備係」に改め、同表備考2中「宇陀市大宇陀下竹」を「宇陀市

大宇陀小附」に改める。

第六条総務部の部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室の項第三号を次のように改める。

三 犬又は猫の飼養管理及び動物愛護の啓発に関すること。

第六条総務部の部知事公室防災統括室の項第七号中「陸上自衛隊駐屯地の誘致」を「大規模広域防災拠点の機能及び運用の検討」に改め、同部行政・人材マネジメント課の項第二号を削り、同項第三号中「改革」を「運営に係る総合調整」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 行政事務の合理化及び能率向上に関すること。

第六条総務部の部行政・人材マネジメント課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 職員の人材育成及び人材活用に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条総務部の部行政・人材マネジメント課の項に次の二号を加える。

九 情報システム最適化推進に関すること。

十 電子計算機による情報管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条総務部の部ICT推進課の項を次のように改める。

デジタル戦略課

一 デジタル社会の形成推進に関すること。

二 社会保障・税番号制度に関すること。

三 地域情報化に関すること。

四 ネットワークに関すること。

第六条文化・教育・くらし創造部の部文化資源活用課の項第一号中「の活用企画」を「を活用した事業の企画及び推進」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同部教育振興課の項第一号中「教育振興」を「教育振興大綱に係る教育振興」に改め、「（教育政策研究室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同部教育振興課教育政策研究室の項を削り、同部スポーツ振興課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項の次に次のように加える。

スポーツ振興課 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催及び主会場等の整備に関する

ること。

第六条水循環・森林・景観環境部の部水資源政策課の項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

六 水環境保全に関すること。
七 水質に係る公害の防止に関する法令の施行に関すること。

第六条水循環・森林・景観環境部の部水資源政策課の項の次に次のように加える。

森と人の共生推進課

- 一 林務行政の総合企画及び調整に関すること。
- 二 新たな森林環境管理制度の推進に関すること。
- 三 森林環境税の活用に関すること。
- 四 地域森林計画及び森林経営計画に関すること。
- 五 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に関すること。
- 六 林業金融に関すること。
- 七 森林保険に関すること。
- 八 林業技術の改善普及に関すること。
- 九 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく開発行為に関すること。
- 十 緑化推進に関すること。

森林資源生産課

- 一 森林資源の供給に関すること。
- 二 林道の整備に関すること。
- 三 林業種苗に関すること。
- 四 森林組合及び林業の担い手育成に関すること。
- 五 治山に関すること。
- 六 保安林及び保安施設地区に関すること。

第六条水循環・森林・景観環境部の部林業振興課の項、林業振興課森と人の共生推進室の項及び森林整備課の項を削り、同部環境政策課の項第七号中「こと」の下に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「公害」を「大気及び土壌に係る公害」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加

える。

四 エネルギー及び地球温暖化政策の総合企画及び調整に関すること。

第六条産業・観光・雇用振興部の部産業振興総合センターの項第五号中「生活及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同部観光局ならぬ観光力向上課の項第二号中「推進」を「観光統計」に改め、同項に次の三号を加える。

六 旅館業及び住宅宿泊事業に関すること。

七 旅行業に関すること。

八 一般財団法人奈良県ビジターズビューローに関すること。

第六条産業・観光・雇用振興部の部観光局ならぬ観光力向上課インバウンド戦略・宿泊力向上室の項を削り、同部観光局観光プロモーション課の項第四号中「一般財団法人奈良県ビジターズビューロー」を「奈良まほろば館」に改め、同部観光局観光プロモーション課MICE推進室の項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 UNWTOガストロノミーツーリズム世界フォーラムの開催に関すること。

三 奈良県コンベンションセンターの利用促進に関すること。

第六条県土マネジメント部の部建設業・契約管理課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 建設産業の振興に関すること。

第六条県土マネジメント部の部道路建設課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室の項第一号中「こと」の下に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同部地域デザイン推進局住まいまちづくり課の項第三号中「住宅」を「住まい」に改める。

別表第一奈良県東京事務所の項所掌事務の欄中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同表奈良県森林技術センターの項を次のように改める。

		一 林業経営及び造林 についての試験研究 に関すること。		森と人の共生推進課
		二 木材の加工及び木 材化学についての試		

奈良県森林技術センター	高市郡高取町		<p>一 森林環境管理士の養成に関すること。</p> <p>二 森林環境管理作業士の養成に関すること。</p> <p>三 その他林業に関する試験研究、分析及び指導に関すること。</p> <p>四 県営林の管理運営及び施業提案に関すること。</p> <p>五 森林経営管理制度の実行及び指導に関すること。</p>
奈良県フオレストアカデミー	吉野郡吉野町		

別表第一 奈良労働会館から奈良県産業会館までの項中

奈良県奈良しごとiセンター	奈良市西木辻町
奈良県高田しごとiセンター	大和高田市幸町

奈良県奈
一 職業の相談に関する
外国人・人材活用

開発に関する
こと。

に改め、同項の次に次のように加える。

職業能力開発に関する こと。	<p>一 職業の相談に関すること。</p> <p>二 職業の情報提供に関すること。</p> <p>三 県内企業への人材紹介に関すること。</p> <p>四 内職のあつ旋に関すること。</p> <p>五 その他就労支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p>
-------------------	--

を

奈良県立 高等技術 専門学校	磯城郡三 宅町		職業能力
----------------------	------------	--	------

奈良県立 高等技術 専門学校	磯城郡三 宅町
----------------------	------------

良しごと iセンター 	奈良市西 木辻町			二 職業の情報提供に 関すること。	推進室
奈良県高 田しごと iセンター 	大和高田 市幸町			三 県内企業への人材 紹介に關すること。 四 内職のあつ旋に關 すること。 五 その他就労支援に 關すること（他課の 所掌に属するものを 除く。）。	

別表第一奈良県外国人観光客交流館の項の次に次のように加える。

奈良まほ ろば館	東京都中 央区日本 橋室町一 丁目			一 歴史、文化、観光、 産業その他県政に關 係のある情報の収集 及び提供に關するこ と。 二 県産品の販路拡大 に關すること。	観光プロモーション課
-------------	----------------------------	--	--	---	------------

別表第一奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項を次のように改める。

		奈良市、	一 農業改良助長法（ 昭和二十三年法律第 百六十五号）第十二 条第二項各号に掲げ る事務に關すること。	食と農の振興部企 画管理室
--	--	------	---	------------------

奈良県北 部農業振 興事務所	大和郡山 市満願寺 町	大和郡山 市、天理 市、生駒 市、生駒 郡	二 農業農村整備事業 その他農業、畜産業 及び水産業に関わる 事業に係る土木工事 の調査、設計、施工 及び監督に関するこ と。 三 農業の振興に関す ること。
奈良県中 部農林振 興事務所	橿原市常 盤町	大和高田 市、橿原 市、桜井 市、御所 市、香芝 市、葛城 市、磯城 郡、高市 郡、北葛 城郡（所 掌事務の 欄第二号、 第四号及 び第六号 の事務に ついては、 奈良市、 大和郡山 市、天理 市、生駒	一 農業改良助長法第 十二条第二項各号に 掲げる事務に関する こと。 二 林業経営に必要な 技術の普及指導及び 森林の施業の指導に 関すること。 三 農業農村整備事業 その他農業、畜産業 及び水産業に関わる 事業に係る土木工事 の調査、設計、施工 及び監督に関するこ と。 四 林道及び治山工事 の調査、設計、施工 及び監督に関するこ と。 五 農業の振興に関す

奈良県東 部農林振 興事務所	宇陀市菟 田野松井	宇陀市、 山辺郡、 宇陀郡	市及び生 駒郡を含 む。）	六 林業の振興に關す ること。
奈良県南 部農林振 興事務所	吉野郡大 淀町	五條市、 吉野郡		

別表第二奈良県東京事務所の項課の名称の欄中「情報発信課」を削り、同項所掌事務の欄情報発信課の款を削り、同項備考の欄中「情報発信課の位置は、東京都中央区日本橋室町一丁目とする。」を削り、同表奈良県文化会館の項の次に次のように加える。

奈良県糧 原文化会 館	総務課	総務課 一 会館内における人事、予算、決算その他庶務に關すること。 二 会館事業の企画及び推進に關すること。 三 会館の使用承認及び使用調整に關すること。 四 会館の施設及び設備の保守及び操作に關すること。
-------------------	-----	---

別表第二奈良県立民俗博物館の項を次のように改める。

	総務学芸課	
--	-------	--

奈良県立 民俗博物 館	総務学芸 課	<ul style="list-style-type: none"> 一 民俗博物館における人事、予算、決算その他庶務に関すること。 二 民俗博物館の維持及び管理に関すること。 三 民俗資料を収集し、保存し、及び展示すること。 四 民俗資料に関する研究会、講演会等を開催すること。 五 民俗資料に関する調査研究を行い、資料を刊行すること。
-------------------	-----------	--

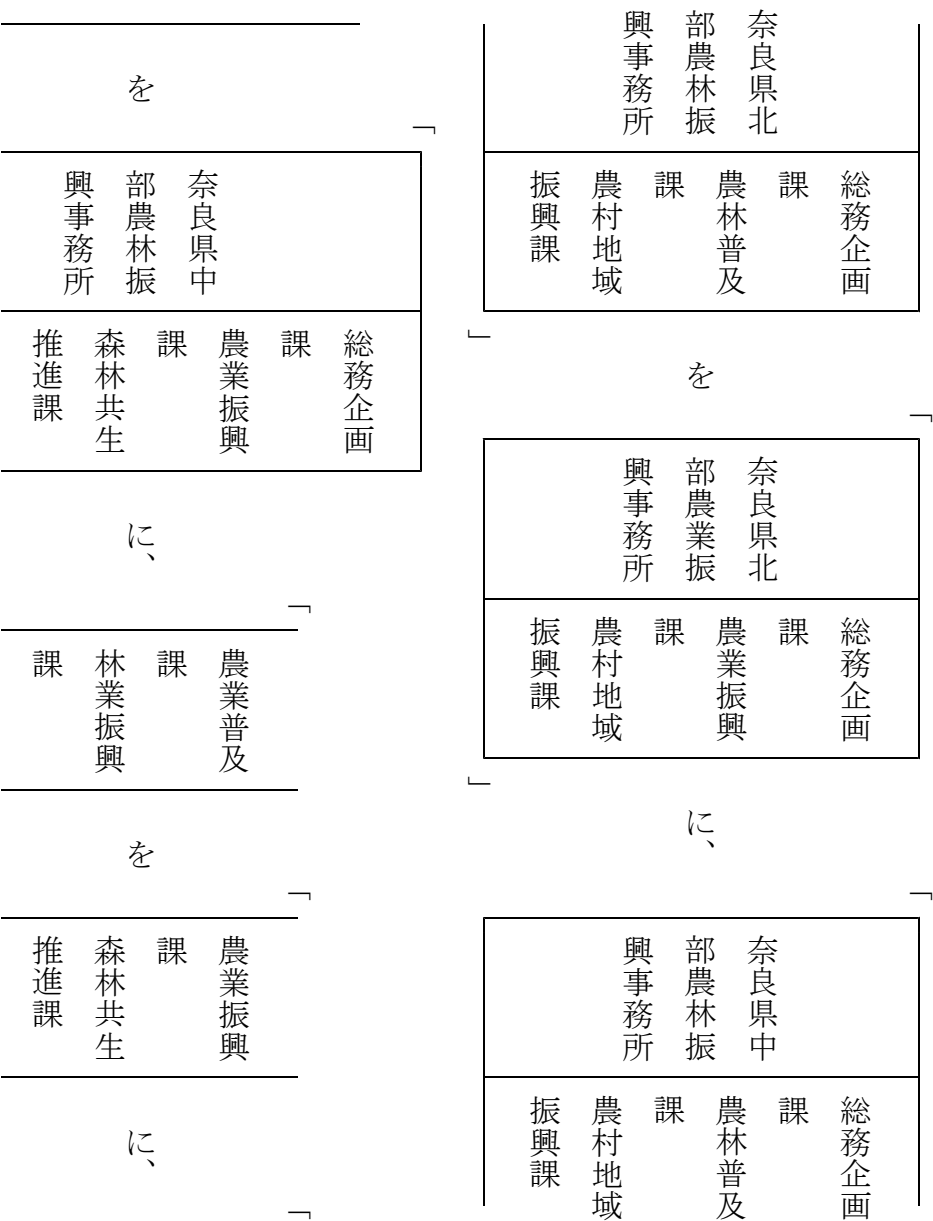
別表第二奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項備考の欄中「宇陀市大宇陀下竹」を「宇陀市大宇陀小附」に改め、同表奈良県森林技術センターの項の次に次のように加える。

奈良県フ ォレスト ーアカデ ミー	総務企画 課 教務課	<p>総務企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 校内における人事、予算、決算、庁舎管理、施設管理その他庶務に関すること。 二 学生の募集、入学、退学、休学、卒業等に関すること。 三 その他教務課の主管に属しないこと。 <p>教務課</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 授業計画等の総合調整に関すること。 二 学生の授業に関すること。 三 学生の生活指導、進路指導及び福利厚生 の総括に関すること。
----------------------------	------------------	---

別表第二奈良県立高等技術専門校の項の次に次のように加える。

奈良まほろば館	情報発信課
情報発信課	
<ul style="list-style-type: none"> 一 歴史、文化、観光及び産業に関する情報の収集及び提供に関すること。 二 県産品の販路拡大に関すること。 	

別表第二奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項中



	農村地域 振興課
--	-------------

農業普及 課	農業振興 課
林業振興 第一課	森林共生 推進第一 課
林業振興 第二課	森林共生 推進第二 課

に改め、同項所掌事務の欄総務企画課の款第四号

中「こと」の下に「（林業行政にあつては、北部農業振興事務所を除く。）」を加え、同款第五号中「こと」の下に「（林業事業にあつては、北部農業振興事務所を除く。）」を加え、同欄農林普及課の款中「農林普及課」を「農業振興課」に改め、同款中第六号から第十七号までを削り、同款第十八号中「農林業」を「農業」に改め、同号を同款第六号とし、同欄農業普及課の款を削り、同欄林業振興課の款中「林業振興課」を「森林共生推進課」に改め、同款各号を次のように改める。

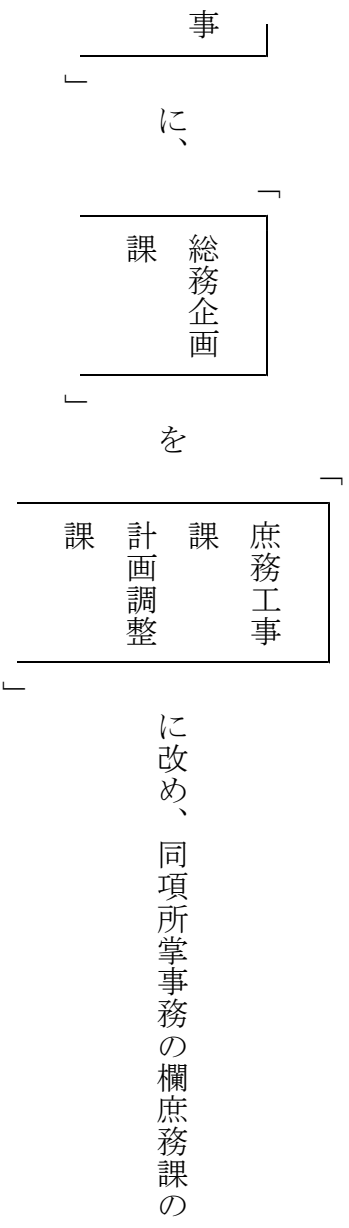
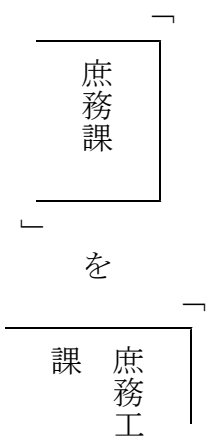
- 一 木材生産林に関すること。
- 二 環境保全林に関すること。
- 三 森林の施業の指導に関すること。
- 四 森林計画に関すること。
- 五 森林組合に関すること。
- 六 地域の林業及び林産の振興対策に関すること。
- 七 技術の普及指導及び環境教育に関すること。
- 八 保安林、森林病虫害の防除、緑化の推進等森林保全に関すること。
- 九 鳥獣保護及び狩猟の取締りに関すること。
- 十 林道及び治山事業の計画、施工等に関すること。
- 十一 林道及び治山工事の調査、設計、施工、監督及び検査に関すること。

十二 林道及び治山災害復旧事業に関すること。

十三 その他林業の振興に関すること。

別表第二奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項所掌事務の欄林業振興第一課の款中「林業振興第一課」を「森林共生推進第一課」に改め、同款第一号中「農林普及課」を「森林共生推進課」に、「第六号」を「第一号」に、「第十四号」を「第九号」に改め、同欄林業振興第二課の款中「林業振興第二課」を「森林共生推進第二課」に、「林業振興第一課」を「森林共生推進第一課」に改め、同欄森林整備課の款中「農林普及課」を「森林共生推進課」に、「第十五号」を「第十号」に、「第十七号」を「第十二号」に改め、同項備考の欄中「農業普及課」を「農業振興課」に、「林業振興第二課」を「森林共生推進第二課」に改め、同表奈良県

奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中



款中「庶務課」を「庶務工課」に改め、同欄総務企画課の款を削り、同項備考の欄中「上北・下北復旧復興課」を「工務第二課」に、「十津川復旧復興課の位置は」を「工務第二課の位置は、」に改め、「とし、五條南・野迫川復旧復興課の位置は五條市大塔町辻堂」を削る。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「理事」の下に、「政策参与」を加える。

第四条第一項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 奈良県立美術館及び奈良県立図書情報館 副館長
第七条第一項中「又は部参与」を「政策参与又は参与」に改める。

別表第一文化会館の項中「次長」を削り、同表橿原文化会館の項中「次長」を「課長」に改め、同表美術館の項中「館長代理」を削り、同表橿原考古学研究所の項中「特別指導研究員」を削り、同表民俗博物館の項中「次長」を削り、同表図書情報館の項中「司書監」を削り、同表森林技術センターの項の次に次のように加える。

— フォレスターアカデミー — 校長、課長

別表第一しごとiセンターの項を削り、同表高等技術専門校の項中「副校長」を削り、同表産業会館の項の次に次のように加える。

— しごとiセンター — 所長

別表第一外国人観光客交流館の項の次に次のように加える。

— 奈良まほろば館 — 館長、課長

別表第一奈良春日野国際フォーラムの項の次に次のように加える。

— 北部農業振興事務所 — 所長、次長、課長

(奈良県標準的な職を定める規則の一部改正)

第三条 奈良県標準的な職を定める規則(平成二十八年三月奈良県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第二号中「次長」、「橿原文化会館の次長」、「館長代理及び」、「民俗博物館の次長」及び「及び司書監」を削り、「園長」の下に「フォレスターアカデミーの校長」を加え、「しごとiセンターの所長、高等技術専門校の校長及び副校長」を「高等技術専門校の校長、しごとiセンターの所長、奈良まほろば館の館長、北部農業振興事務所の所長及び次長」に改め、同欄第三号中「文化会館の課長補佐」の下に「橿原文化会館」を加え、「及び」を「フォレスターアカデミー及び」に改め、「館長」の下に「奈良まほろば館」を、「奈良春日野国際フォーラム」の下に「北部農業振興事務所」を加え、同表二の項第二欄第三号中「特別指導研究員及び」を削り、「保健研究センターの統括主任研究員」を「保健研究センター及び」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に総務部ICT推進課の課長、主幹、課長補佐若しくは係長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ総務部デジタル戦略課の課長、主幹、課長補佐若しくは係長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

3 施行日の前日に産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター生活・産業技術研究部の部長、室長、統括主任研究員若しくは係長に補せられ、又は当該部に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター産業技術研究部の部長、室長、統括主任研究員若しくは係長に補せられ、又は当該部に勤務を命ぜられたものとする。

4 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる機関の所長、次長、課長、主幹、副主幹若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる機関の所長、次長、課長、主幹、副主幹若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられたものとする。

奈良県北部農林振興事務所(農林普及課を除く。)	奈良県北部農業振興事務所
奈良県中部農林振興事務所農林普及課	奈良県中部農林振興事務所農業振興課
奈良県東部農林振興事務所農林普及課	奈良県東部農林振興事務所農業振興課
奈良県南部農林振興事務所農林普及課	奈良県南部農林振興事務所農業振興課
奈良県南部農林振興事務所林業振興第一課	奈良県南部農林振興事務所森林共生推進第一課
奈良県南部農林振興事務所林業振興第二課	奈良県南部農林振興事務所森林共生推進第二課

奈良県奈良土木事務所庶務課	奈良県奈良土木事務所庶務工事課
奈良県郡山土木事務所庶務課	奈良県郡山土木事務所庶務工事課
奈良県高田土木事務所庶務課	奈良県高田土木事務所庶務工事課
奈良県中和土木事務所庶務課	奈良県中和土木事務所庶務工事課
奈良県宇陀土木事務所総務企画課	奈良県宇陀土木事務所庶務工事課
奈良県吉野土木事務所庶務課	奈良県吉野土木事務所庶務工事課
奈良県五條土木事務所庶務課	奈良県五條土木事務所庶務工事課

5 施行日の前日に奈良県北部農林振興事務所農林普及課の課長若しくは係長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ奈良県北部農業振興事務所農業振興課の課長若しくは係長に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

(奈良県林産物等の知的財産に関する協議会規則の一部改正)

6 奈良県林産物等の知的財産に関する協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「水循環・森林・景観環境部林業振興課長」を「水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課長」に改める。

第七条中「水循環・森林・景観環境部林業振興課」を「水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課」に改める。

(奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

7 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年九月奈良県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「水循環・森林・景観環境部環境政策課」を「水循環・森林・景観環境部

水資源政策課」に改める。

（農林振興事務所長に対する事務委任規則の一部改正）

8 農林振興事務所長に対する事務委任規則（平成十四年三月奈良県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「農林振興事務所長」の下に「（農業振興事務所長を含む。）」を加える。